

## 傷病手当金請求のための状況報告書② (随時) (2-1)

- 傷病手当金は、病気やケガの療養のため仕事を休み、給料を受けられないときや減額されたときに、1年6ヶ月の範囲で支給されます。
  - この報告書は、傷病手当金の支給決定のため、療養の状況などを詳しく確認させて頂く大切な資料です。下記事項について、事実をありのままにお書き下さい。(記入事項を他の目的で使用することはありません)
- ※ 健康保険法に基づき提出をお願いしています。記入漏れや虚偽申告の場合は傷病手当金の支給ができません。

健康保険証 記号・番号	3907 - 00000	被保険者氏名	北村 太郎
----------------	--------------	--------	-------

※今回の傷病手当金請求期間における状況を○で囲むか、必要事項を記入してください。

今回の傷病手当金請求期間 : 令和 5 年 8 月 1 日 ~ 令和 5 年 8 月 31 日	
<b>【療養について】</b>	
① 通院回数について	① 1か月に ( 2 ) 回程度      2. 1週間に ( ) 回程度 3. 診療実日数が0日の場合 理由 ( )
② 受診状況について	1. 診察のみ      2. 投薬のみ      ③ 診察と投薬
③ 受診日について	1. 自分で判断して都合の良い日に行く ② 医師に指示された日に行く      3. 薬がなくなったら行く 4. その他 ( )
④ 医師から指示されている療養期間について	1. 令和 5 年 11 月頃まで 2. その他 ( )
⑤ 療養する上で医師から指示されていること	特になし
⑥ 今回の請求期間の症状経過	① 良くなっている    2. 少し良くなっている    3. あまり変わらない 4. 少し悪くなっている    5. 悪くなっている 6. その他 ( )
<b>【就労について】</b>	
就労について (パート・アルバイトを含む)	1. 就労について医師からどのように指導されていますか? (1) 継続して就労は無理である ② 症状は改善しているが、しばらく就労できない (令和 5 年 12 月頃から就労可能) (3) 現時点で就労可能    {    □ 軽作業なら就労可能 □ 短時間なら就労可能 □ 就労に問題はない (4) その他 ( )

(裏面に続く)

就労について (パート・アルバイトを含む)	2. 現在の就労状況について (1) 現在就労している (2) 就労の予定はない (3) 今後、就労することが決定している (令和 年 月 日より勤務予定) <input checked="" type="radio"/> (4) その他 ( )
<b>【日常生活について】</b>	
毎日の過ごし方について (複数回答可)	1. 仕事・アルバイトをしている 2. 普通の日常生活ができる <input checked="" type="radio"/> 3. ほとんど家にいるが、ときどき散歩程度で外出する 4. 身の回りのことはできるが、一日中家にいる 5. 身の回りのことはかろうじてできるが、ほとんど寝ている 6. 身の回りのことができず、介助が必要な状態 7. その他 ( )
<b>【その他】</b>	
現在加入している健康保険について	1. 国民健康保険 2. 健康保険組合 (本人・家族) <input checked="" type="radio"/> 3. 全国健康保険協会 (本人 <input checked="" type="radio"/> 家族) 4. その他 ( ) 保険者名 ( ) 健康保険証 記号： 番号：
年金について	1. 障害年金・障害手当金 <input checked="" type="radio"/> (1) 受給していない (2) 請求中である (3) 受給中である ⇒ 年金証書のコピーを添付してください 2. 老齢年金 <input checked="" type="radio"/> (1) 受給していない (2) 受給中である ⇒ 年金証書のコピーを添付してください (3) その他 ( )
雇用保険 (失業保険) について	1. 手続きはなにもしていない <input checked="" type="radio"/> 2. 療養のため延長申請している (申請日：令和 4年 9月 26日) 3. 申請して受け取っている (受給期間：令和 年 月 日 ～ 年 月 日) 4. 申請したが受け取っていない (申請日：令和 年 月 日)

## 《健康保険法》

第59条 (文書の提出等) 保険者は、保険給付に関して必要があると認めるときは、保険給付を受ける者 (当該保険給付が被扶養者に係るものである場合には、当該被扶養者を含む。第121条において同じ。) に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問若しくは診断をさせることができる。

第120条 保険者は、偽りその他不正行為により保険給付を受け、又は受けようとした者に対して、6月以内の期間を定め、その者に支給すべき傷病手当金又は出産手当金の全部又は一部を支給しない旨の決定をすることができる。ただし、偽りその他不正の行為があった日から一年を経過したときは、この限りでない。

第121条 保険者は、保険給付を受ける者が、正当な理由なしに、第59条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは受診を拒んだときは、保険給付の全部又は一部を行わないことができる。

注) 記入された内容について、資料の追加をお願いしたり、必要に応じて、関係諸機関 (医療機関の担当医師、所属事業所長等) に照会することがあります